

〔 平 17. 5. 17
基礎小 35－1 〕

資 料

（ 個 人 所 得 課 税 ）

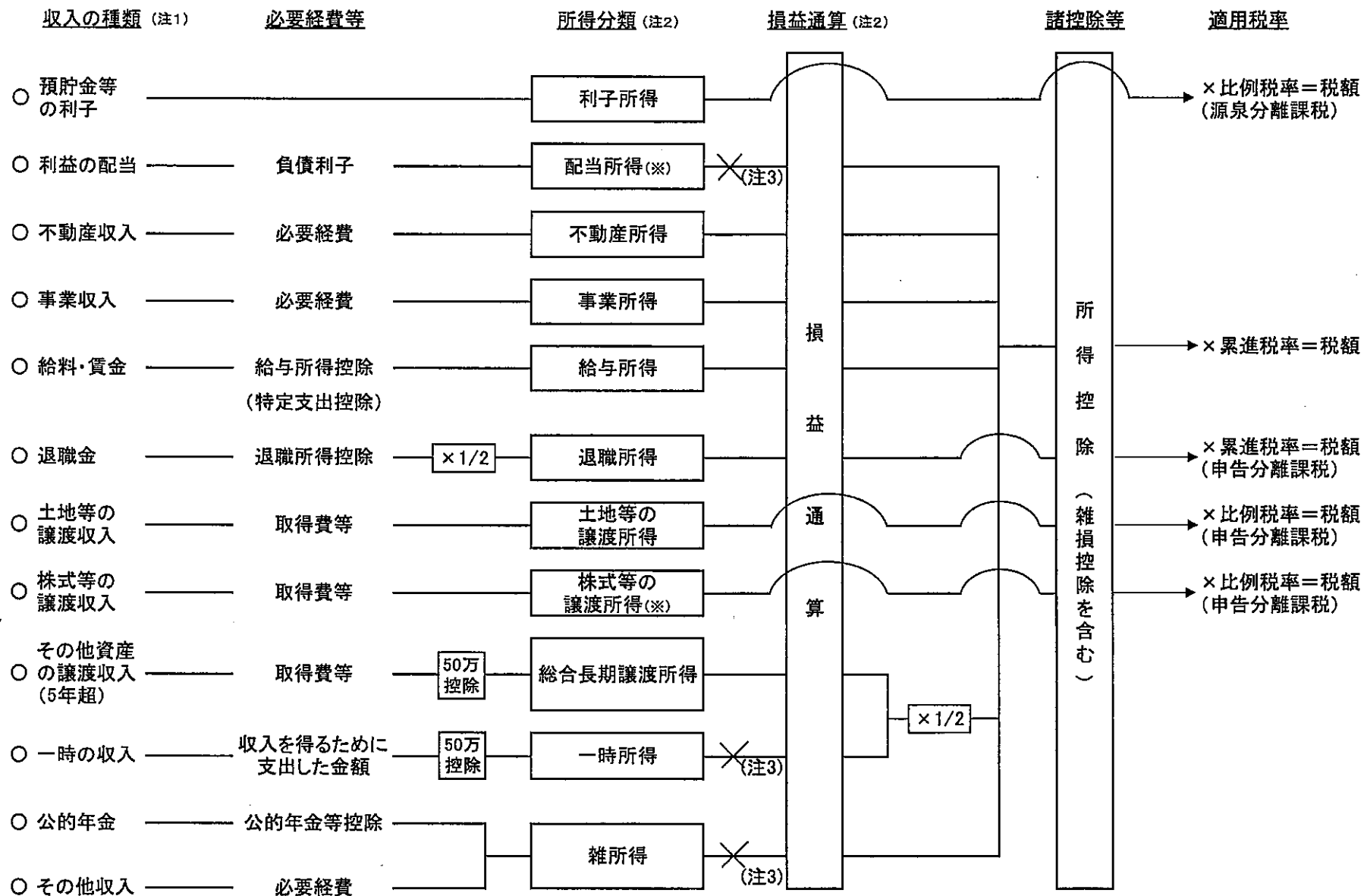
目

次

・ 日本の所得税計算の仕組み（イメージ）	1
・ 給与収入に応じた給与所得控除額の動き	2
・ フリンジ・ベネフィット課税の概要	3
・ わが国税制の現状と課題（抄）－所得の捉え方－	4
・ 退職所得の課税方式	5
・ 事業所得者の所得税額計算のフローチャート	6
・ 「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要	7
・ 譲渡所得の課税の概要	9
・ 不動産所得について	10
・ 一時所得の概要	11
・ 雑所得の概要	12
・ 納税者の信頼確保に向けた基盤整備	13
・ 納税者番号制度の基本的な姿（イメージ）	14
・ 納税者番号制度（イメージ）	15
・ 記帳制度の概要	16
・ シャウプ勧告（抜粋）	17
・ 国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）（抜粋）	
・ 今後の税制のあり方についての答申（抜粋）	
・ 主要国の所得税の課税方式と立証責任の所在	18
・ 年末調整の概要	19
・ 公示制度について	20
・ 個人情報保護に関する法律（抄）	21

日本の所得税計算の仕組み(イメージ)

未定稿



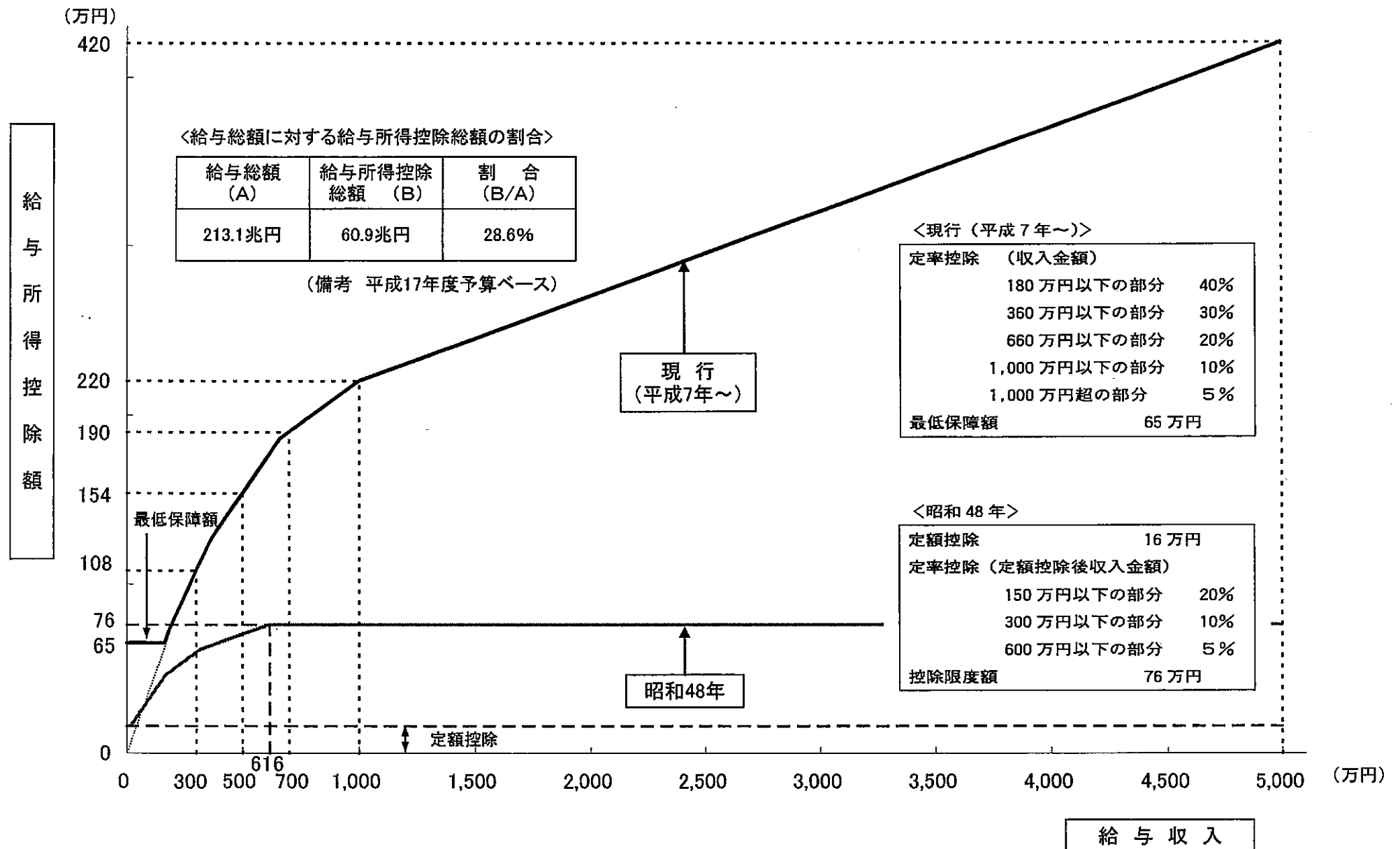
(注1) 主な収入を掲げており、この他に「山林所得」、「先物取引に係る雑所得等」などがある。また、各種所得の課税方法についても、上記の課税方法のほか、源泉分離課税や申告分離課税等が適用される場合がある。

(注2) 各種所得の金額及び課税所得の金額の計算上、一定の特別控除額等が適用される場合がある。

(注3) これらの所得に係る損失額は他の所得金額と通算することができない。

(※) 「配当所得」及び「株式等の譲渡所得」については、一定の要件の下、源泉徴収のみで納税を完了することができる(確定申告不要)。

給与所得控除制度（給与収入に応じた給与所得控除）



フリンジ・ベネフィット課税の概要

- 所得税法においては、金銭による収入のみならず、「物又は権利その他の経済的利益」による収入も各種所得の収入金額としている。
- 給与は金銭で支給されるのが原則であるが、雇用関係等に基づいて受けた「物又は権利その他の経済的利益」についても基本的に給与所得の収入金額となる。
- 所得税法等の法令や通達では、次のような経済的利益について「非課税」又は「課税しなくて差し支えない」として取り扱われている。

[所得税法等の法令により『非課税』としているもの(主な例)]

項 目	非 課 税 等 の 範 囲
通勤用定期乗車券	一般の通勤者に通常必要であると認められる一定額(月額10万円)までの通勤手当
制服	職務の性質上制服を着用しなければならない人に支給される制服その他の身回品又はこれらのものの貸与を受けることによる利益
低利融資等による利益	給与所得者(役員を除く)に対する住宅用家屋又はその敷地の購入資金の低利融資等による利益など一定の要件を満たすもの

[通達により『課税しなくて差し支えない』として取り扱われているもの(主な例)]

結婚祝金品等	使用者から雇用契約等に基づいて支給される結婚、出産等の祝金品で、その金額が社会通念上相当と認められるもの
永年勤務者の表彰記念品等	おおむね10年以上の勤務者を対象とした旅行、観劇等に招待し、又は記念品を支給することによる利益で、勤続期間等に照らし、社会通念上相当と認められるもの
創業記念品等	社会通念上記念品としてふさわしいもので、その処分見込額が1万円以下のもの
商品、製品等の値引販売	取得価額以上で、かつ、通常の販売価額に比し著しく低い価額でない(おおむね70%以上)価額で値引販売する商品等
食事の支給	使用人等がその食事の価額の2分の1以上を負担し、かつ、使用者の負担額が月額3,500円以下のもの
貸与住宅(社宅)	使用人等から実際に徴収している賃貸料の額が、通常の賃貸料の額の50%以上である場合
用役の提供等	事業として行っているサービスの提供や保養所などの福利厚生施設を利用したことによる経済的利益(著しく多額であると認められる場合を除く)
レクリエーション費用の負担	社会通念上一般的に行われているレクリエーション行事の費用を負担したことによる経済的利益

わが国税制の現状と課題（抄）

—21 世紀に向けた国民の参加と選択—

平成 12 年 7 月
政府税制調査会

第二 個別税目の現状と課題

一 個人所得課税

4. 課税ベースとしての所得

(1) 所得の捉え方

② 非課税所得等

（ 略 ）

また、所得には、金銭による収入のみならず、現物給付、すなわち物や権利その他の経済的利益による収入も含まれますが、被用者に対する社宅の貸与、食事の支給、従業員割引など、一定の条件を満たす少額の現物給与など一定のものについては、税務執行上追求しないなどの趣旨から課税しない取扱いがされています。

こうしたものを含むいわゆるフリンジベネフィットについては、「会社人間」とも言われるような個人の企業依存体質に変化が見られる中で、経済的利益の供与の仕方などが異なることによって税負担の公平を失うことがないように、法人課税との関係にも留意しつつ、検討する必要があります。

退職所得の課税方式

他の所得と区分して次により分離課税

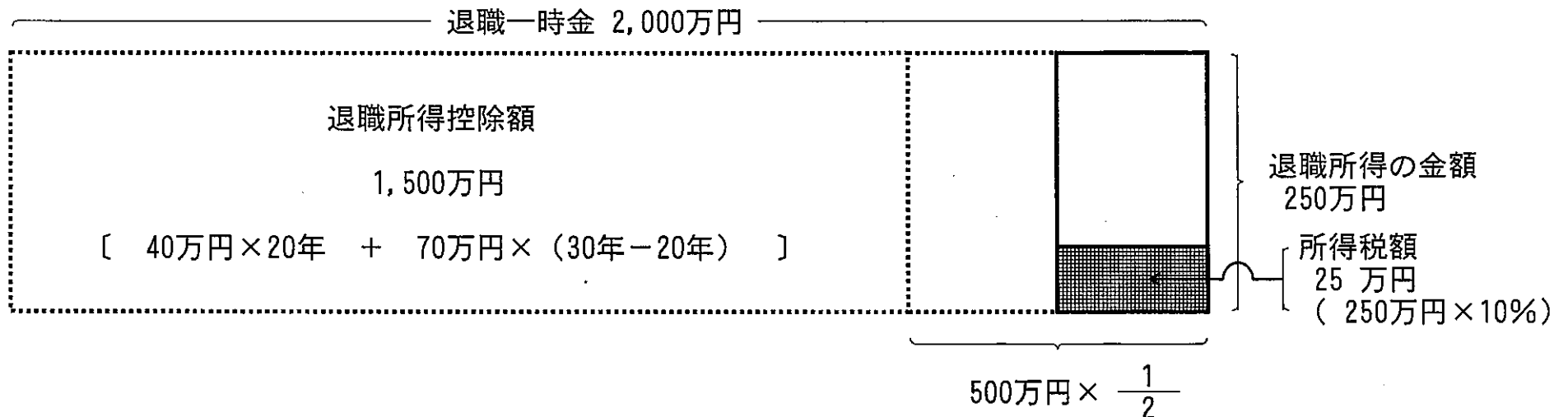
$$(\text{収入金額} - \text{退職所得控除額}) \times \frac{1}{2} = \text{退職所得の金額}$$

勤続年数20年まで 1年につき40万円 | 勤続年数20年超 1年につき70万円

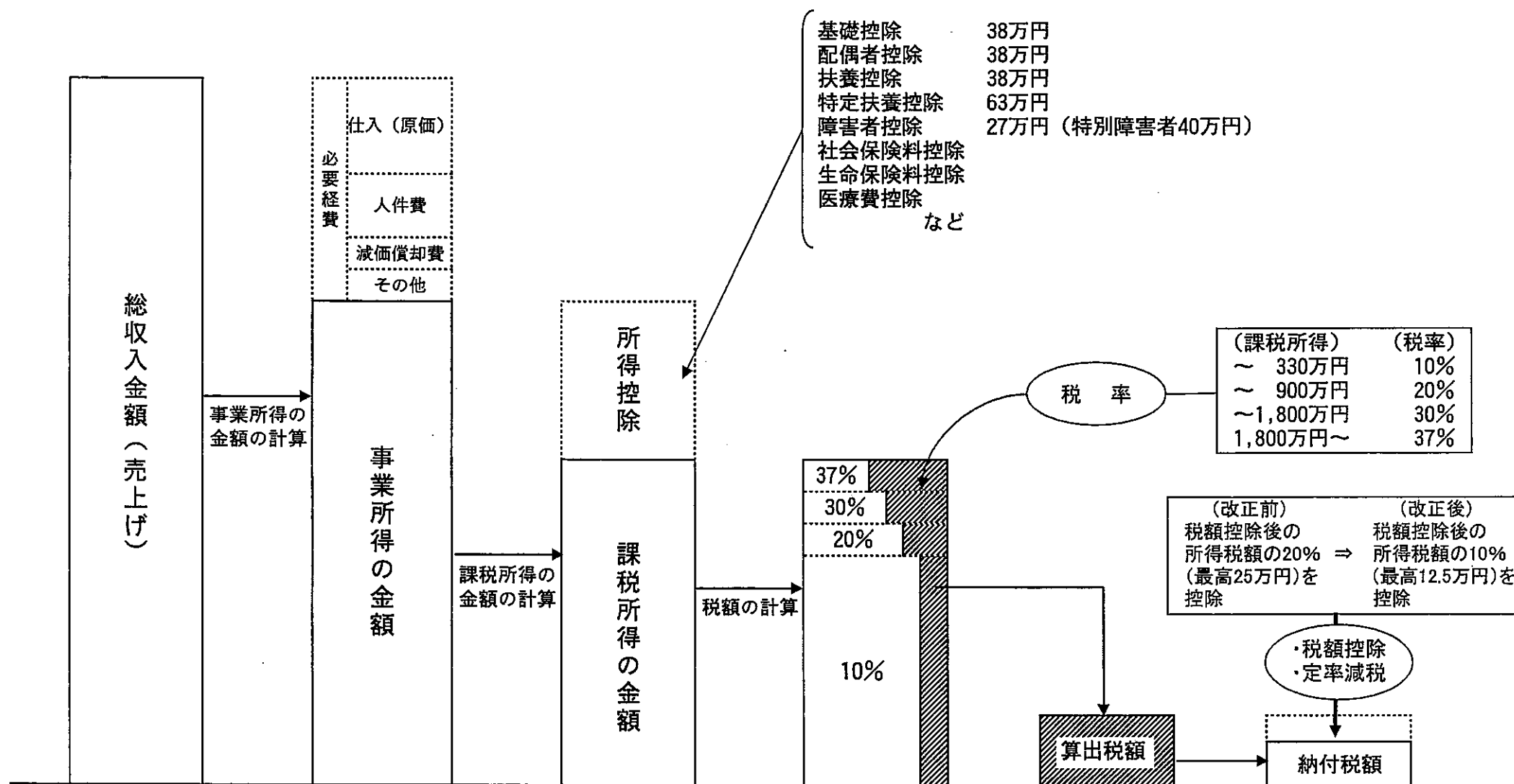
$$\text{退職所得の金額} \times \text{税率} = \text{所得税額}$$

課税所得金額	税率
330万円以下	10%
900 "	20%
1,800 "	30%
1,800万円超	37%

(例) 勤続年数 30 年の場合



事業所得者の所得税額計算のフローチャート



「金融所得課税の一体化についての基本的考え方」の概要

(政府税調金融小委員会報告(平成16年6月15日))

金融所得課税の一体化の意義

- ・ 少子高齢化による貯蓄率の低下
 - ・ 家計金融資産に占める株式や株式投資信託の割合が低い
- ⇒ 「貯蓄から投資へ」の政策的要請
- 家計金融資産の効率的活用が経済活力維持の鍵

税制についても、これまで行ってきた金融・証券税制の改革に引き続き、一般の個人の「投資」対象である上場株式や公募株式投資信託に対する投資利便性を高めるため、以下の観点から金融所得課税の一体化に取り組んでいくことが重要

- ・ 金融商品間の課税の中立性
- ・ 簡素で分かりやすい税制
- ・ 一般の個人の投資リスクの軽減

金融所得課税の一体化の具体的内容

I 課税方式の均衡化(20%分離課税)

- ① 大口以外の上場株式の配当、公募株投の収益分配金(現行:原則総合課税)
- ② 公社債、公社債投信の譲渡益(現行:譲渡益非課税、譲渡損失はないものとみなされる)
- ③ 外貨預金の為替差益(現行:総合課税(雑所得))
- ④ 金融所得類似の保険収益(現行:総合課税(一時所得/雑所得))

Ⅱ 損益通算の範囲の拡大

- ・ 「貯蓄から投資へ」という政策的要請に依って、株式譲渡損失との損益通算を認める範囲を、利子所得も含め金融所得全般にわたり、できる限り広げていくことが適当
- ・ ただし、過去の含み益を譲渡時（実現時）にまとめて課税する譲渡所得と利子・配当など每期課税される経常所得との税制上の性格の違いや税収への影響などに留意

① 株式譲渡損益と公社債譲渡損益

（ともに有価証券の譲渡損益として同じ性格の所得であり、認めることが適当。）

② 上場株式の配当と譲渡損失、公募株投の収益分配金と譲渡損失

（ともにリスク資産である株式から生じるもので関連性が強く、一定の制限を設けて政策的に認めることが適当。）

③ 株式譲渡損失と利子所得

利子所得の一律源泉分離課税制度の見直し、支払調書制度の整備が必要。その場合、官民の事務負担への影響も考慮すべき。また、税収への影響が大きくなることにも留意が必要。

「貯蓄から投資へ」の流れを進める観点から両者の損益通算を可能にするために、上記のような諸課題の解決に向けて実務的に検討。

納税環境の整備

- ・ 損益通算を行うためには、納税者が利益と損失を税務当局に申告することが必要。その際、税務当局は、番号を利用して、納税者の申告書の内容と配当などの支払者から提出される支払調書の内容とをマッチングする。
- ・ 番号制度は、損益通算の適用を受けようとする者が番号を利用するという選択制とすることが考えられる。

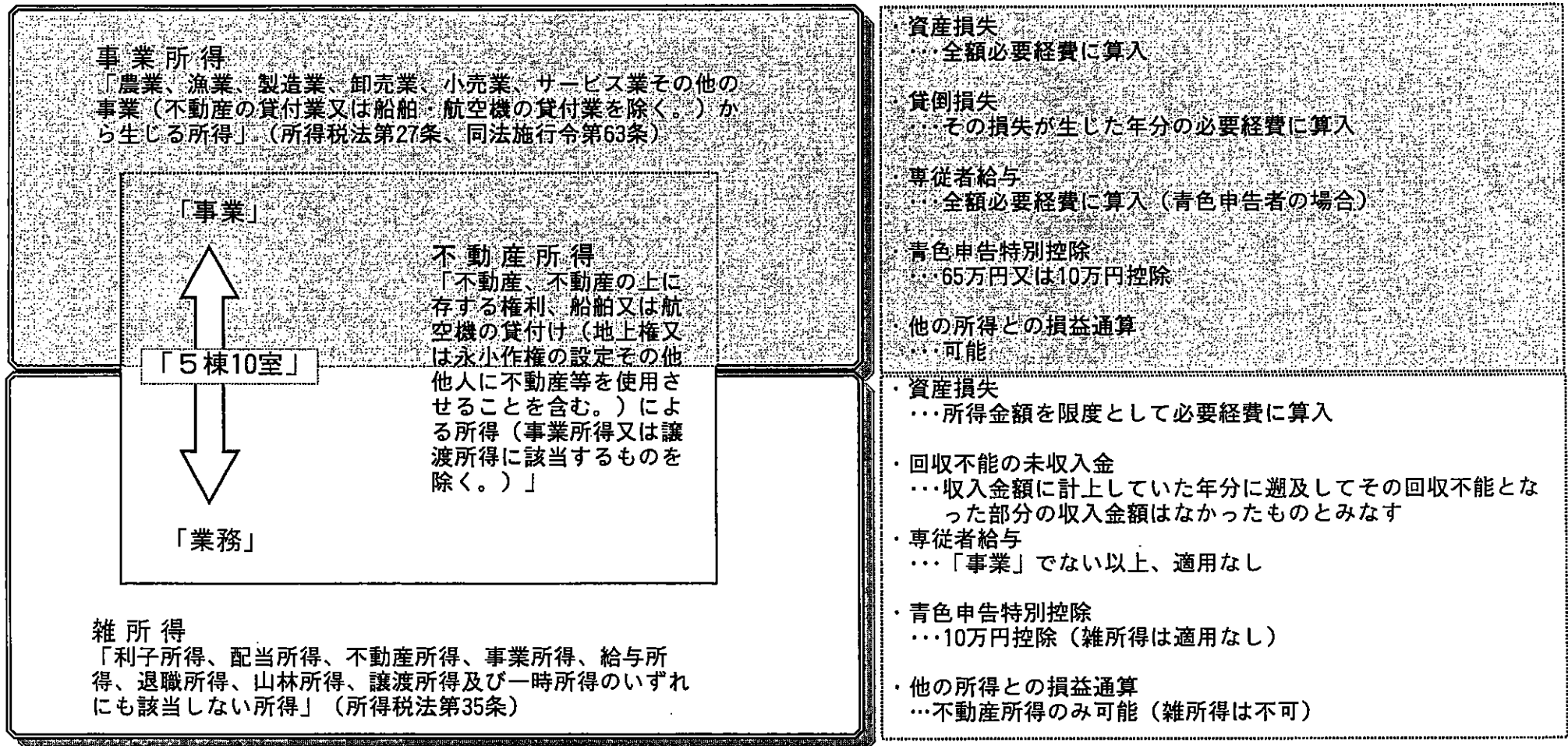
譲渡所得の課税の概要

			譲 渡 益	譲 渡 損	
				損 益 通 算	損失の繰越控除
譲 渡 所 得	株式等	上場株式等	申告分離課税 譲渡所得×20%(所15%、住5%) ↓ ＜平成15年～19年＞ 10%(所7%、住3%)	同一年分の他の所得 との通算不可 〔同一年分の株式等 に係る譲渡所得等 との通算可〕	翌年以後3年間にわたり、 株式等に係る譲渡所得等の 金額からの繰越控除可
		上記以外	申告分離課税 〔 譲渡所得×20%(所15%、住5%) 〕		損失の繰越控除不可
	土地等・建物等 (所有期間5年超) (注1)		申告分離課税 〔 譲渡所得×20%(所15%、住5%) ※ 特別控除の適用あり 〕	同一年分の他の所得 との通算不可	損失の繰越控除不可 〔 但し、一定の居住用 財産の譲渡損失等は 3年間の繰越控除可 〕
	その他の資産 (注2)		総 合 課 税 〔 譲渡所得 × 累進税率 ※特別控除の適用あり 〕	同一年分の他の所得 との通算可	損失の繰越控除不可 〔 但し、青色申告者の場合 は、一定の要件の下、 3年間の繰越控除可 〕

(注1) 土地等・建物等(所有期間5年以内)の譲渡益に対する課税は、譲渡所得×39%(所30%、住9%)の税額による申告分離課税であり、譲渡損については、所有期間5年超のものと同様である。

(注2) その他資産の「長期」とはその資産の取得の日以後5年を超えて行われる譲渡を指し、「短期」とはその資産の取得の日以後5年以内に行われる譲渡を指す。

不動産所得について



（参考）不動産所得の沿革

昭和15年 不動産所得（区分）の設定

昭和22年 不動産所得（区分）の廃止（背景：同居親族の所得の全面的な合算制度の導入）

昭和25年 不動産所得（区分）の再定義（背景：資産所得の合算課税制度の導入）

（注）平成元年に資産所得の合算課税制度は廃止

一時所得の概要

○ 所法34条1項 一時所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得及び譲渡所得以外の所得のうち、営利を目的とする継続的行為から生じた所得以外の一時的所得で労務その他の役務又は資産の譲渡の対価としての性質を有しないものをいう。

< 一時所得の例 >

- ・ 懸賞の賞金品、福引の当選金品
- ・ 競馬の馬券の払戻金、競輪の車券の払戻金
- ・ 生命保険契約等に基づく一時金、損害保険契約に基づく満期返戻金
- ・ 遺失物拾得者又は埋蔵物発見者が受ける報労金
- ・ 遺失物の拾得又は埋蔵物の発見により新たに所有権を取得する資産 等

< 一時所得の計算方法 >

総収入金額 － 〔収入を得るために支出した金額〕 － 特別控除額
(通常は50万円)

※総所得金額を計算する場合には、一時所得の金額は、
その1/2に相当する金額が他の所得の金額と総合される。

雑所得の概要

- | | |
|-----------|--|
| ○ 所法35条1項 | 雑所得とは、利子所得、配当所得、不動産所得、事業所得、給与所得、退職所得、山林所得、譲渡所得及び一時所得のいずれにも該当しない所得をいう。 |
| 2項 | 雑所得の金額は、次の各号に掲げる金額の合計額とする。
一 その年中の公的年金等の収入金額から公的年金等控除額を控除した残額
二 その年中の雑所得(公的年金等に係るものを除く。)に係る収入金額から必要経費を控除した金額 |

< 公的年金等以外の雑所得の例 >

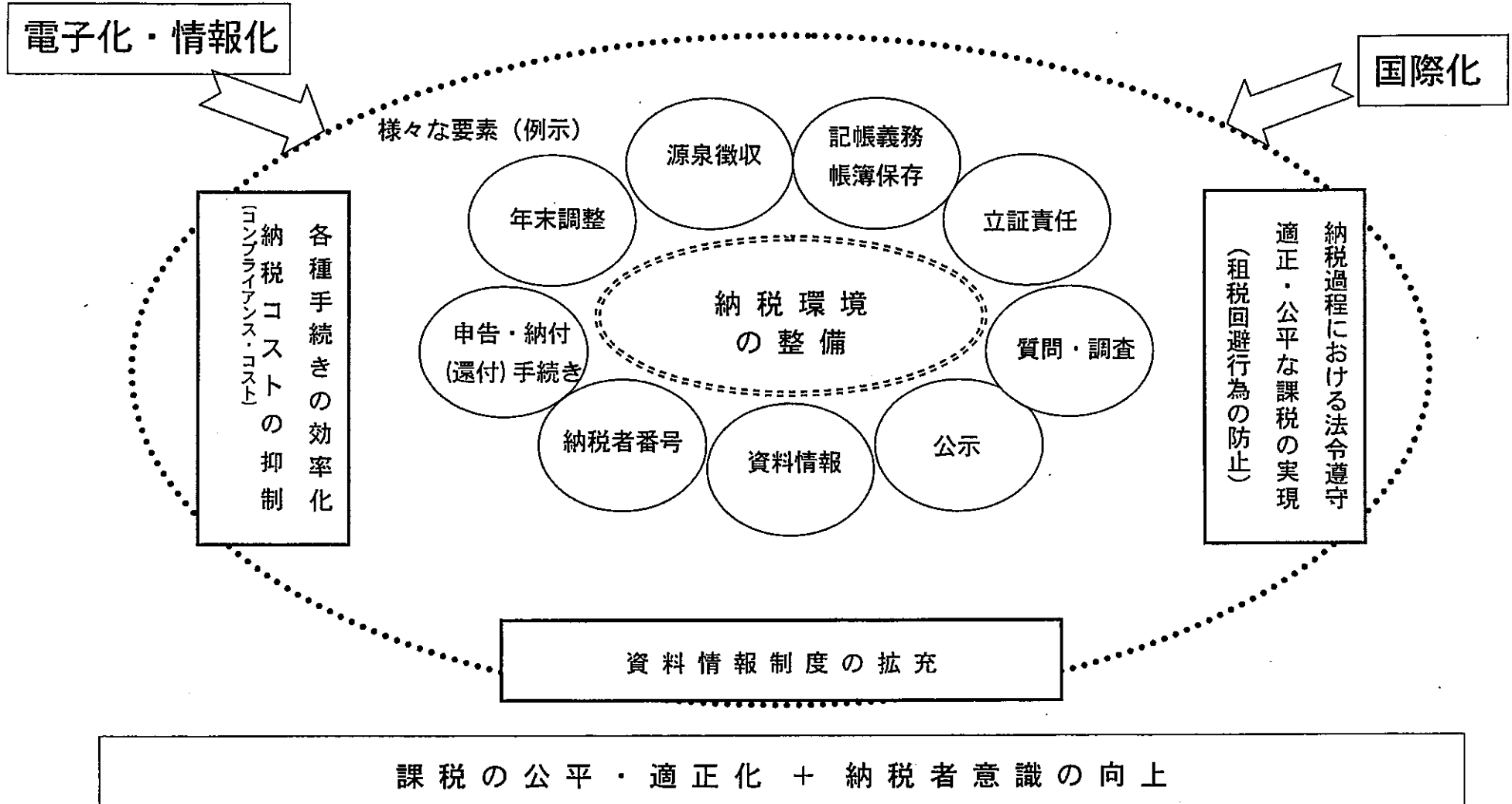
- ・ 利付債の償還差益又は発行差金
- ・ 生命保険契約・損害保険契約に基づく年金
- ・ 法人の株主等が当該法人から受ける経済的な利益で配当所得とされないもの
- ・ 原稿料・講演料

< 分離課税とされている雑所得 >

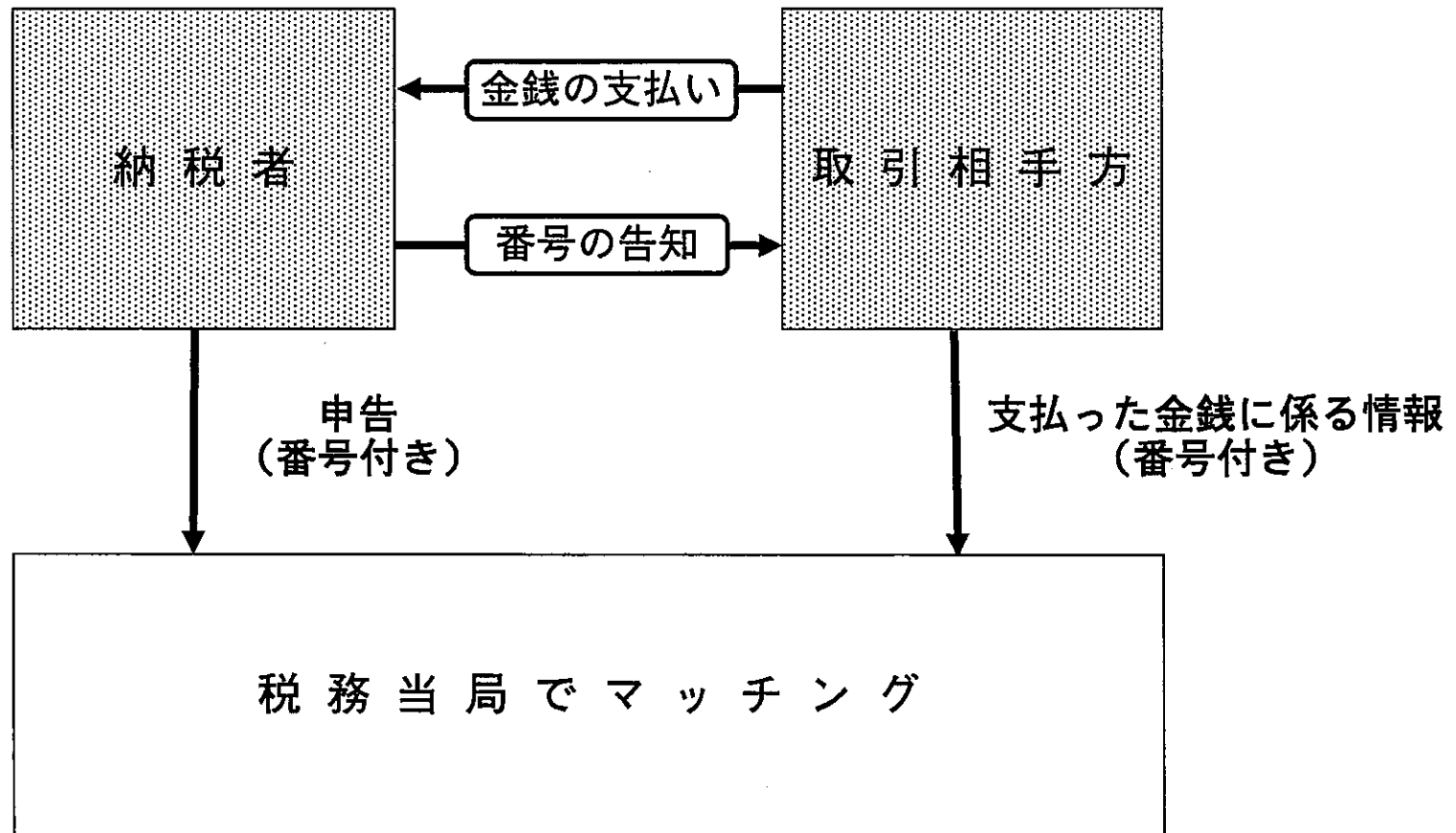
- ・ 定期積金及び相互掛金の給付補てん金
- ・ 外貨建定期預金(為替先物予約あり)の為替差益
- ・ 割引債の償還差益
- ・ 先物取引(商品先物、有価証券先物、金融先物)に係る所得

納税者の信頼確保に向けた基盤整備

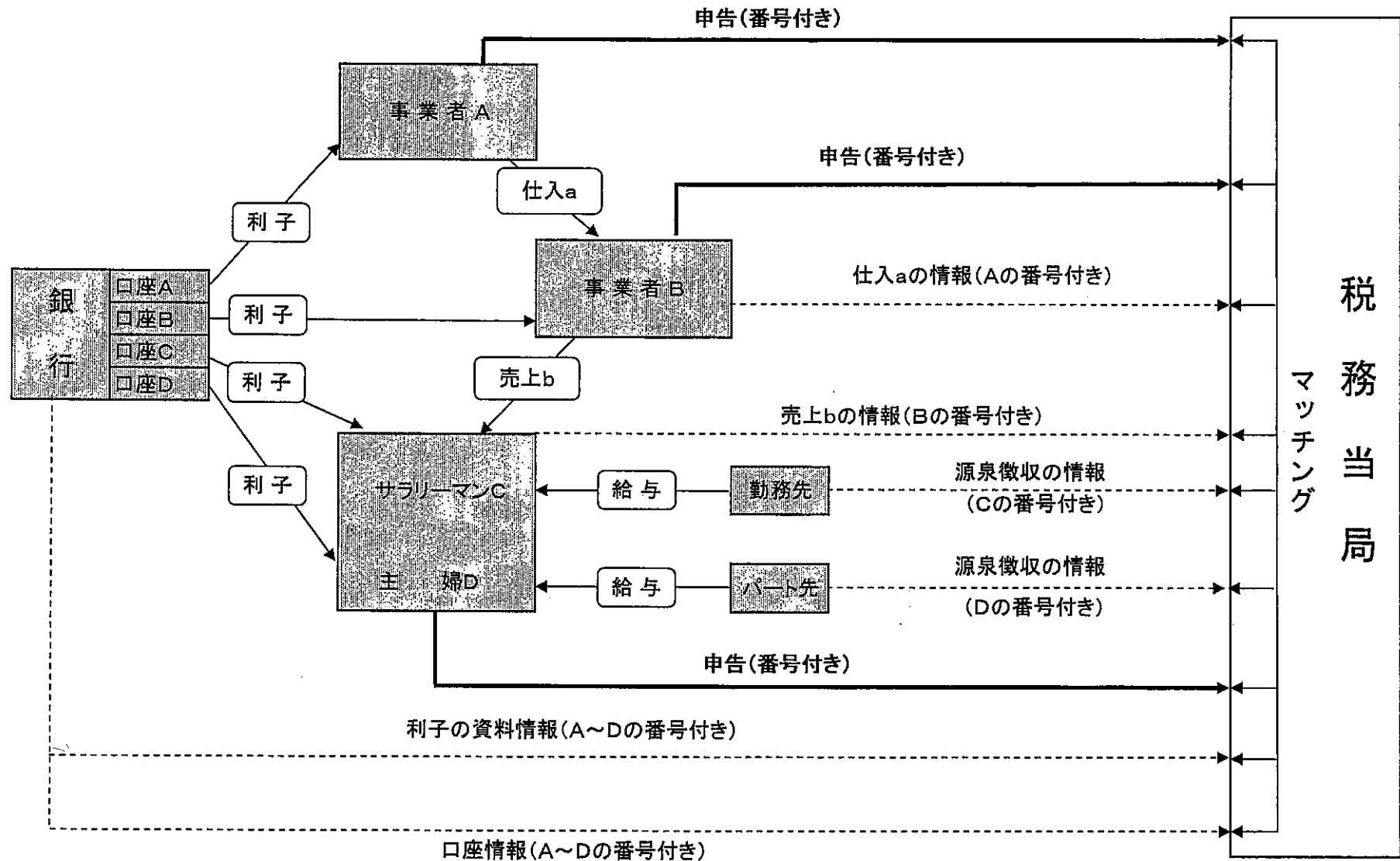
タックス・コンプライアンス (Tax Compliance : 税制への信頼と納税過程における法令遵守)



納税者番号制度の基本的な姿（イメージ）



納税者番号制度（イメージ）



記帳制度の概要

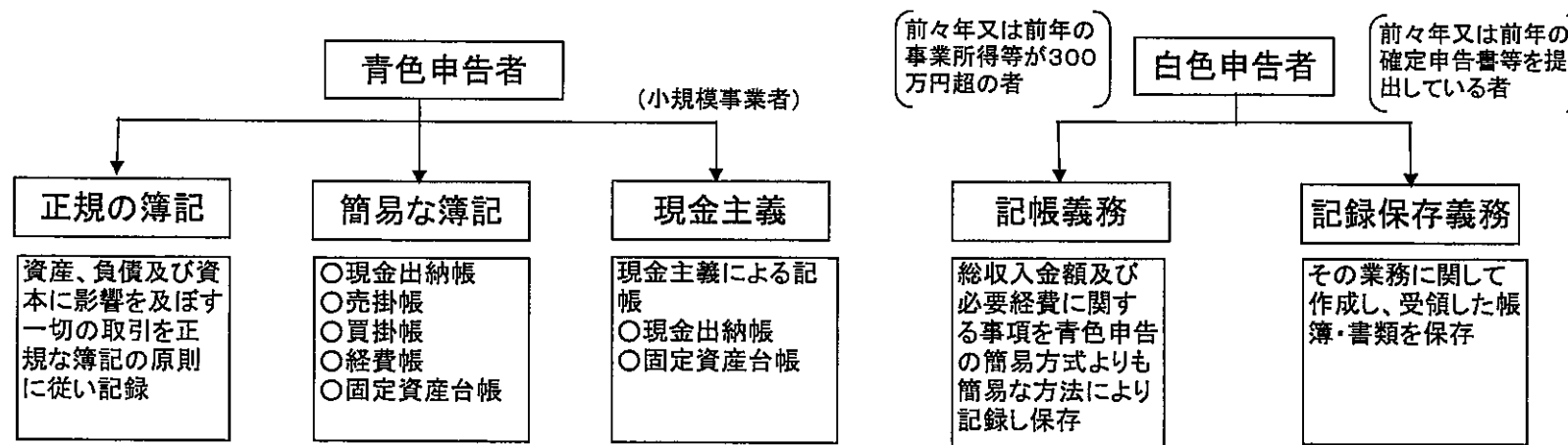
○ 青色申告制度(昭和25年創設)

青色申告制度は、昭和22年に採用された申告納税制度が適正に機能するよう、正確な記帳による正確な申告を奨励するため、シャープ勧告を受けて、昭和25年に創設

○ 一般的な記帳義務、記録保存義務(昭和59年創設)

納税環境整備として、一定の白色申告者に対する記帳義務及び記録保存義務が昭和59年に創設

○ 帳簿書類の備付、記録、保存義務



○ 青色申告者の主な特典

青色申告特別控除、引当金・準備金、償却の特例、棚卸資産の評価の特例、所得計算の特例(青色事業専従者給与の必要経費算入)、純損失の取扱の特例、税額控除の特例、調査・更正等における手続の特例

(参考) 営業等所得者における青色申告割合(申告納税額のある者に占める青色申告者の割合)

	昭25	30	40	50	60	元	6	11	12	13	14
割合(%)	4	32	33	53	51	53	50	53	54	55	55

(注) 営業等所得者とは、事業所得のうち、営業(農業以外の事業)から生じる所得が最も大きい事業所得者をいう。

(備考) 国税庁統計年報、日本における税務行政により作成

シャープ勧告（抜粋）（昭和 24 年 8 月）

「所得税、および法人税の執行面の成功は全く納税者の自発的協力にかかっている。納税者は、自分の課税されるべき事情、また自分の所得額を最もよく知っている。このある納税者の所得を算定するに必要な資料が自発的に提出されることを申告納税という。」（Ⅳ巻 D 4 頁）

「正当な申告納税には、かような記帳は不可欠の要素である。」（Ⅳ巻 D 40 頁）

「申告納税制度の下における適正な納税者の協力は、かれが自分の所得を算定するため正確な帳簿と記録をつける場合にのみ可能であるということは自明の理である。今日、日本における記帳は概嘆すべき状態にある。多くの営利会社では帳簿記録を全然もたない。他の会社は有り余る程沢山もっていて、その納税者のみがどれが本当のものでどれが仮面に過ぎないものかを知っている。

（略）納税者が帳簿をもち、正確に記帳し、その正確な帳簿を税のために使用するように奨励、援助するようあらゆる努力と工夫を傾注しなければならない。」（Ⅳ巻 D 56 頁）

「教育と道具の提示だけでは恐らく不十分であろう。このような道具を納税者が利用するように積極的に奨励する報酬を与えねばならない。」（Ⅳ巻 D 58 頁）

国税通則法の制定に関する答申（税制調査会第二次答申）（抜粋）（昭和 36 年 7 月）

青色申告制度は、納税者による記帳の普及を図り、申告納税制度の理想的な運営を目ざして設けられたものであるが、本来は一般的な記帳義務の制度に包摂されるべき性質のものと考え。また、青色申告制度の創設後すでに 10 年余を経て、記帳習慣もかなり高まってきたと認められる。

今後の税制のあり方についての答申（抜粋）（昭和 58 年 11 月）

記録および記帳に基づく申告は申告納税制度の最も重要な基礎をなすものであり、その不可欠の要素であるということについては異論がなく、したがって、記録および記帳に基づく申告を制度的に整備する必要があると考える。この場合、この制度の整備は、新たな義務の創設ではなく、本来、申告納税制度に内在している納税者の責務を明確化しようとするものであり、これを確認する制度として構成すべきものであるという点について基本的に意見の一致をみた。そして、原始記録から始まってそれを所得計算に結び付けたものが申告所得であるということが制度的に明確にされ、社会的に確認されれば、給与所得者と事業所得者との間に見受けられる対立感ないし摩擦感の解消に役立つことになると思われる。

主要国の所得税の課税方式と立証責任の所在(未定稿)

区分	日本	アメリカ	イギリス	ドイツ	フランス
税額確定の方式	申告納税方式	申告納税方式	申告納税方式と賦課課税方式の選択	賦課課税方式	賦課課税方式
立証責任	一般的に、 <u>税務当局</u> にある。	一般的に、行政庁の処分については、正当性の推定(Presumption of Correctness)が判例で確立しており、税については、立証責任(Burden of Proof)は納税者にあるとされている。	一般的に、 <u>納税者</u> にある。	一般的に、納税者の収入については税務当局に、 <u>経費や税務上の特典については納税者</u> に立証責任がある。	一般的に、 <u>税務当局</u> にある。

(注) 立証責任については、各国とも一般的と思われる取扱いについて記述しており、実務上は判例等に基づき事案ごとに判断されることになる。なお、アメリカについては、1998年 IRS 改革法により、納税者が内国歳入庁(IRS)の税務調査(資料提出等)に十分な協力を行うこと等一定の条件を満たしている場合に限り、事実認定に関する立証責任が納税者から税務当局に移ることとなった。また、フランスについては課税対象となる行為の存在等の立証責任について記載している。

年末調整の概要

- 年末調整とは、給与等が一定の金額以下の者について、その年の最後の給与等の支払の際に、その年の給与の総額に対する所得税額とそれまでの源泉徴収税額の合計額を比較し、過不足を精算すること(昭和22年創設)

(参考)年末調整の対象となる給与等の限度額の推移

	限度額
昭和22年	(給与所得) 8万円以下(注)
昭和23年～	(給与所得) 22万円以下
昭和25年	(給与収入) 35万5千円と扶養親族及び障害者の数に1,200円を乗じて計算した金額との合計金額以下
昭和26年	(給与収入) 50万円と各種の控除を受ける金額との合計額以下
昭和27年～	限度額なし
昭和42年～	(給与収入) 500万円以下
昭和49年	(給与収入) 800万円以下
昭和50年	(給与収入) 1,000万円以下
昭和59年～	(給与収入) 1,500万円以下
平成7年～	(給与収入) 2,000万円以下

(注)昭和22年制度創設時の限度額は、給与所得が年間5万円以下とされていたが、年途中の改正により、12月以降は年間8万円以下が年末調整の対象とされた。

限度額改正前後における
限度額を超える者の給与
所得者に占める割合

昭和42年	0.1%
昭和48年	1.2%
昭和49年	0.3%
昭和50年	0.1%
昭和58年	1.4%
昭和59年	0.3%
平成6年	1.2%
平成7年	0.4%
平成14年	0.4%

(注)網掛け部分は、限度額が
引き上げられた年を表す。

(備考)「民間給与の実態」(国
税庁)より1年を通じて勤務
した給与所得者を対象とし
て作成

公 示 制 度 に つ い て

1. 制度の概要

根拠条文	所得税法第233条、同法施行規則第106条
公示要件	税額 1,000万円超
公示事項	① 氏名 ② 住所 ③ 所得税の額
公示期間	翌年の5月16日～5月31日
公示方法	税務署の掲示場その他公衆の見やすい場所に掲示
公示対象となる申告書の種類等	翌年の3月31日までに提出された確定申告書又は当該申告書に係る修正申告書
申告期限	翌年の2月16日～3月15日

2. 沿革等

昭和22年 申告書閲覧制度及び第三者通報制度の創設

昭和25年 申告書閲覧制度に代え、公示制度を創設

昭和29年 第三者通報制度の廃止

平成17年 個人情報保護法施行

(参考) 平成16年分の公示対象者：75千人

個人情報保護に関する法律（平成十五年法律第五十七号）（抄）

（目的）

第一条 この法律は、高度情報通信社会の進展に伴い個人情報の利用が著しく拡大していることにかんがみ、個人情報の適正な取扱いに関し、基本理念及び政府による基本方針の作成その他の個人情報の保護に関する施策の基本となる事項を定め、国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、個人情報を取り扱う事業者の遵守すべき義務等を定めることにより、個人情報の有用性に配慮しつつ、個人の権利利益を保護することを目的とする。

（基本理念）

第三条 個人情報は、個人の人格尊重の理念の下に慎重に取り扱われるべきものであることにかんがみ、その適正な取扱いが図られなければならない。

（国の責務）

第四条 国は、この法律の趣旨にのっとり、個人情報の適正な取扱いを確保するために必要な施策を総合的に策定し、及びこれを実施する責務を有する。

（法制上の措置等）

第六条 政府は、個人情報の性質及び利用方法にかんがみ、個人の権利利益の一層の保護を図るため特にその適正な取扱いの厳格な実施を確保する必要がある個人情報について、保護のための格別の措置が講じられるよう必要な法制上の措置その他の措置を講ずるものとする。